

ID: 860

担当部署: こども福祉部 福祉室 高齢介護課

処分の概要	日常生活用具の給付等の措置の解除		
法令名 根拠条項	老人福祉法 第12条		
法令番号	昭和38年法律第133号		
【根拠条文】 (措置の解除に係る説明等) 第12条 市町村長は、第10条の4又は前条第1項の措置を解除しようとするときは、あらかじめ、当該措置に係る者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。 【基準】 根拠条文及び法第10条の4第2項の規定による。 (居宅における介護等) 第10条の4 2 市町村は、65歳以上の者であつて、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるものにつき、前項各号の措置を採るほか、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活上の便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。			
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日